議案第３１号

上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成９年上越市条例第５４号）の一部を次のように改正する。

第２３条第６号及び第７号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。